

## いしかわ森林環境基金事業実施要領

### (目的)

第1 この要領は、いしかわ森林環境基金事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)に定める「いしかわ森林環境基金事業」の円滑な実施を図るために必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2 この要領における定義は、次のとおりとする。

- (1)この要領において、「林業事業者」とは他者からの委託または立木の購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者及び県の造林業者有資格者名簿に登録されている者をいう。
- (2)この要領において、「手入れ不足林」とは人工林のうち、林内が暗く下草植生が少ない森林、表土の流出が懸念される森林、雪害等をうけ立木の健全な成長を見込むことができない森林その他公益的機能が低下するおそれがある森林をいう。  
ただし、国、県、市町、緑資源機構、森林整備法人が所有する森林を除く。
- (3)この要領において、「侵入竹」とは手入れ不足林に侵入した竹をいう。
- (4)この要領において、「荒廃竹林」とは手入れ不足林に隣接する竹林であって、侵入竹の発生源となっている森林をいう。
- (5)この要領において、「再生竹」とは侵入竹が生育する手入れ不足林や荒廃竹林において、竹を伐採した翌年度以降に再度発生した竹をいう。
- (6)第2号及び第4号に定める森林については、国、県、市町、森林総合研究所、森林整備法人が所有する森林を除く。

### (事業内容等)

第3 各事業の事業内容等は、次のとおりとする。

区分	事業内容	補助事業者
環境林整備事業	1 手入れ不足林における間伐 2 侵入竹の除去、荒廃竹林の伐採及び伐採後の更新作業、再生竹の刈払 3 伐採木竹や土砂の流出防止に配慮した伐採木竹の林内整理 4 広葉樹の植栽及び播種(ただし、原則として手入れ不足林における間伐又は侵入竹の除去を実施した後、適切な天然更新が図られない場合に限る。) 5 簡易な歩道の設置及び補修(ただし、間伐等に付随した補助的作業として実施することが必要と知事が認めた場合に限る。)	市町、林業事業者、その他知事が認める者
環境林整備推進事業	基金事業の広報・普及、図面作成の協力、森林所有者の意向調査、現地調査、協定の対象とする森林の取りまとめ、森林所有者の確認(不在村者)、計画作成、協定締結、連絡調整など	市町 ただし、環境林整備事業が実施される市町に限る
こども森の恵み推進	1 子供達が参加する学校林等の森林整備・保全活動	市町、市町教育委員会、小中高等学校、教育関係団

進事業	2子供達が参加する学校林等を活用した森林環境教育及び森林体験活動 3その他上記に準ずる森づくりに関する活動	体、森林組合、NPO、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催される団体)等
森づくりボランティア推進事業	1県民が気軽に参加できる森づくりに関する体験活動及び森林環境教育の実施 2上記活動に必要な講習会等の開催 3その他上記に準ずる森づくりに関する活動	NPO、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催される団体)等
いしかわ身近な森保全事業	1集落周辺の放置された里山林、竹林、海岸林等において地域住民等と協働して行う整備・保全及び発生する木材等の利用活動 2クマ、イノシシ等の野生獣の出没による被害が懸念される集落周辺の森林等においてバッファゾーン(緩衝地帯)の整備等を地域住民等と協働して行う活動 3上記活動に必要な協議会等の開催 4その他上記に準ずる森づくりに関する活動	市町、市町が構成する協議会等
いしかわ県民参加の森づくり推進事業	森林・林業の体験活動、源流森林の探訪、森づくり教室、木の利用教室、森林と都市との交流等、広く県民に森づくりへの参加を促す活動で、別に定める「いしかわ県民参加の森づくり推進事業企画募集要領」(以下「募集要領」という。)において選定された事業とする。	小中高等学校、森林組合、教育関係団体、NPO、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催される団体)等
いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業	県産材を使用した木製品を製作し、公共施設等の広く県民の目に触れる場所に設置する活動	公共施設等の所有者又は管理者、地域住民等の組織する団体(非営利団体で規約等が定められており総会が開催される団体)

(補助対象経費)

第4 各事業の補助対象経費は、次のとおりとする。

事業区分	補助対象経費
環境林整備事業	1選木、間伐、枝払い、侵入竹の除去、荒廃竹林の伐採及び伐採後の更新作業、再生竹の刈払、林内整理に要する経費 2土砂の流出、土壌の浸食を防止するための簡易な木竹製構造物の設置に要する経費 3広葉樹の植栽及び播種に要する経費 4簡易な歩道の設置及び補修に要する経費 ただし、経費の内訳は「石川県造林事業実施要領」による

	5上記1から4に付随する諸掛費及び受託手数料相当額
環境林整備推進事業	賃金、報償費(謝金等)、旅費(旅費等)、需用費(消耗品費、資料印刷費等)、役務費(通信運搬費等)、使用料及び賃借料(会場借上料等)、原材料費(杭等)、委託費、負担金補助及び交付金
こども森の恵み推進事業	賃金、報償費(講師謝金等)、旅費(講師旅費等)、需用費(用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、使用料及び賃借料(会場借上料、機材借上料等)、原材料費(木材、釘等)、備品購入費(機械器具費等) ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。なお、1団体あたりの補助金額の上限を500千円とする。
森づくりボランティア推進事業	賃金、報償費(講師謝金等)、旅費(講師旅費等)、需用費(用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、使用料及び賃借料(会場借上料、機材借上料等)、原材料費(木材、釘等)、備品購入費(機械器具費等) ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。なお、1団体あたりの補助金額の上限を500千円とする。
いしかわ身近な森保全事業	賃金、報償費(講師謝金等)、旅費(講師旅費等)、需用費(用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、使用料及び賃借料(会場借上料、機材借上料等)、原材料費(木材、釘等)、備品購入費(機械器具費等)、委託費、工事請負費 ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。
いしかわ県民参加の森づくり推進事業	賃金、報償費(講師謝金等)、旅費(講師旅費等)、需用費(用具費、消耗品費、資料印刷費、燃料費、苗木代等)、役務費(通信運搬費、保険料等)、使用料及び賃借料(会場借上料、機材借上料等)、原材料費(木材、釘等)、備品購入費(機械器具費等) ただし、補助事業者の構成員の賃金及び旅費は除く。なお、1団体あたりの補助金額の上限を500千円とする。
いしかわ木に親しむ環境づくり推進事業	賃金、需用費(消耗品費、燃料費等)、使用料及び賃借料(機材借り上げ料)、原材料費(木材、釘等)、委託費(製作等の委託)、工事請負費 ただし、補助事業者の構成員の賃金は除く。

(環境林整備事業の実施)

- 第5 この事業による整備が予定されている市町の長は、環境林整備計画書(5箇年計画)を作成し、知事の承認を受けるものとする。
- 2 市町以外の補助事業者は、事業実施前に事業計画書を作成し、整備計画箇所のある市町長に提出するものとする。
  - 3 市町長は、前項により事業計画書が提出された場合又は市町が補助事業者となる場合、これら補助

事業者の計画を基に環境林整備事業計画書(単年度計画)を作成し、知事の承認を受けるものとする。

- 4 前3項に規定する各計画書の様式は別に定める。
- 5 この事業の実施基準は、次のとおりとする。
  - (1)補助事業者は、手入れ不足林において本数率(間伐木本数/間伐前本数)で原則として40%以上の間伐(以下「強度間伐」という。)を実施するものとする。ただし、侵入竹が生育する手入れ不足林において実施する場合を除く。
  - (2)補助事業者は、侵入竹が生育する手入れ不足林において侵入竹をすべて除去するものとする。この場合、必要に応じて侵入竹の除去と併せて強度間伐を実施できるものとする。
  - (3)補助事業者は、荒廃竹林において手入れ不足林への竹の再度の侵入を防止するために必要な面積を有する区域について、竹林の伐採及び伐採後の更新作業を実施するものとする。
  - (4)補助事業者は、侵入竹の除去や荒廃竹林の伐採を実施した箇所において、再度、竹が生育することを防ぐため、その翌年度から起算して2年を経過するまでの間、再生竹の刈払を実施するものとする。ただし、この期間を超えてなお再生竹の発生がみられる場合には、森林所有者が再生竹の刈り払いを自ら又は委託等により実施するものとする。
  - (5)補助事業者は、伐採木竹が豪雨時等に流出しないよう整備を実施した森林内に整理する。
  - (6)その他必要な事項については別に定める。
- 6 この事業により発生した伐採木竹について、森林所有者が自らの責任と費用で、搬出、利用する場合はこれを妨げない。
- 7 県、市町、補助事業者及び森林所有者は、手入れ不足林の整備にあたり、各々の管理責務を明確にするため、別記様式第1号に基づきいしかわ森林環境基金事業の実施に関する協定書を締結するものとする。
- 8 各農林総合事務所長(以下「所長」という。)は、事業完成後、関係市町長へ別に定める完成通知を送付するものとする。
- 9 補助事業者は、県及び市町が実施する調査に協力するとともに、森林の適正な管理に配慮するものとする。

#### (環境林整備事業以外の事業の実施)

第6 各事業の実施等については、次のとおりとする。

- (1)事業の実施を予定する者(以下「事業予定者」という。)は、事業の実施に先立ち事業計画承認申請書(別記様式第2号)を作成の上、管轄する農林総合事務所を經由して知事に提出し、承認を受けるものとする。
- (2)知事は、申請のあった事業計画が適当と認める場合は予算の範囲内でこれを承認し、別記様式第3号により通知するものとする。
- (3)前号による承認を受けた事業予定者は、要綱第3条の規定に基づく補助金交付申請書を知事に提出するものとする。
- (4)いしかわ身近な森保全事業を実施する補助事業者は、別記様式第4号に基づき森林所有者等と事業実施に関する協定を締結するものとし、当該協定における面積及び期間は、おおむね3ha以上かつ5年以上とする。
- (5)要綱第3条第2項の規定に定める補助金交付申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

ア 位置図(縮尺5万分の1程度の地形図に事業実施予定地を記入したもの)

イ 区域図(縮尺5千分の1程度の地形図に事業実施予定地を記入したもの)

ウ 現況写真

エ 市町及び法人以外の団体等が補助事業者となる場合にあっては、その概要のわかる書類(規約または会則及び会員等の構成がわかる名簿等)

オ 事業実施予定地の用地承諾書またはそれに準じる書類

(6)要綱第5条第2項の規定に定める変更等の承認申請書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、前項の規定に準じる。

(7)要綱第7条第2項の規定に定める補助事業実績報告書に添付すべき書類のうち、「その他知事が必要と認める書類」は、次のとおりとする。

ア 区域図(縮尺5千分の1程度の地形図に事業実施地を記入したもの)

イ 完成写真(事業の実施状況が判別できるもの)

ウ その他事業の実施状況及び支払い状況を示す書類

エ いしかわ身近な森保全事業については、事業の実施に関する協定書(写)

(8)環境林整備推進事業及びいしかわ木に親しむ環境づくり推進事業については、前各号を準用するほか必要な様式等は別に定める。

(検査)

第7 所長は、要綱第7条に定める実績報告書の提出があった場合は、別に定めるところにより、検査を行うものとする。

(雑則)

第8 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附則 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附則 この要領は、平成24年4月2日から施行する。

